

高教組速報

■あなたも高教組に！
賃金交渉関係
(全教職員配付用)

2011年度 第25号

発行日：2012年1月26日(木)

発行：長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882 編集責任者：馬場 隆

現給保障廃止問題 第4回県教委交渉

各年度減額上限5千円で4年間支給の回答を引き出す

長崎高教組は1月25日、現給保障廃止問題に関わって第3回の県教委交渉を行いました。高教組からは平井委員長、事務現

業職員部の佐藤さんほか6人、県教委は鳥山教職員課長ほか5人が出席。県教委は、前回の交渉で高教組が「全廃に

なる4年目には2～3万円減額になる人が出るなど、減額幅が大きく、激変緩和が不十分」などと追及したことを踏まえ、各年度

の減額上限を5千円とし、全廃の年度もさらに1年延長する改善提案(下欄及び裏面参照)を示しました。

▼現給保障の廃止についての提案内容(表中のゴシック部分が前回提案より「改善」した点) **交渉によって改善を上積みさせてきました！**

年度	県教委提案の推移			
	当初提案	第2回(1月11日)提案	第3回(1月19日)提案	今回(1月25日)提案
2012年4/1以降	現給保障額の半額(2万円を超える場合にあつては、2万円)を減じた額を支給する	現給保障額の半額(1万円を超える場合にあつては、1万円)を減じた額を支給する	現給保障額の半額(1万円を超える場合にあつては、1万円)を減じた額を支給する	現給保障額の半額(5千円を超える場合にあつては、5千円)を減じた額を支給する
2013年4/1以降	現給保障額が4万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が3万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が2万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が1万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する
2014年4/1以降	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額が3万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が1万5千円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する
2015年4/1以降	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額が2万円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する
2016年4/1以降	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない

当初提案と今回提案による支給額の違いの具体例

<現給保障額が3万円で40万円支給の場合>
※昇給等がない場合の想定です

【当初案】

今年4月以降 毎月の基本給は38万円
来年4月以降 毎月の基本給は37万円

【今回提案】

今年4月以降 毎月の基本給は39万5千円
来年4月以降 毎月の基本給は39万円
2014年4月以降 毎月の基本給は38万5千円
2015年4月以降 毎月の基本給は38万円
2016年4月以降 毎月の基本給は37万円

この差額が組合の力

(人勧尊重の立場から)

「独自カットにならないように最大限の努力をする」

交渉の中で、高教組は「未だに2県しか現給保障廃止を確定していない中で、人事委員会が段階的廃止の開始の時期も明示しているからという理由で廃止に踏み出すのなら、人事委員会が賃下げを勧告しない中での独自カットはしないという方針を従来以上に明確にすべきだ」と追及しました。これに対して県教委は、「独自カットにならないように最大限の努力をするという姿勢は変わらない」という回答を繰り返しました。

実教の2級格付けについて

「総合的に検討し、何らかの提案をする」

また、40代の実習教員で現給保障額が大きくなっている

原因である2級格付け制度について、県教委は、他県の状況や教諭との均衡なども含めて総合的に検討し、「何らかの提案をする」と回答し、その時期は、「主任実習助手」への昇任試験が12月に行われていることを念頭に、「試験実施に遅れないようにする」としました。

これらの回答を受けて、高教組は、代表者会での確認や関係する専門部の役員などの意見も踏まえて、27日までに県教委提案への対応を決定する予定です。

教職員の団結の力で、労働条件の切り下げを押し戻すことができます。組合未加入の方は、是非、高教組に加入してください。